令和4年清瀬市議会第4回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概	要	議決	月
				結	果
議案	令和4年度清瀬市一般会計補正予	市職員の人件費等の調整のため	、補正予算を編成するも	11月30	日
第 74 号	算(第7号)	のです。		可 決	
		主な内容			
		1 現予算額	357億3,842万6千円		
		2 歳入歳出補正予算額	744万1千円		
		3 補正後予算額	357億4,586万7千円		
		4 歳入	744万1千円		
		繰越金(財政調整基金繰入)	744万1千円		
		5 歳出	744万1千円		
		歳出内訳			
		(1) 議会費	744 77 47		
		ア 議会事務局事業	744万1千円		
		(議員報酬。議員 1 z イ 職員人件費	40万°07°660) 140万円		
		1 概長八円貝	140 /3 1		
		(2) 総務費	▲4, 140 万円		
		ア職員人件費	▲4, 140 万円		
			,		
		(3) 民生費	▲1,450万円		
		ア=職員人件費	▲1,450万円		
		(4) 衛生費	5,250万円		
		ア 職員人件費	5,250万円		
		(5)商工費	220 万円		
		ア 職員人件費	220 万円		
		(6) 土木費	▲620 万円		
		ア 職員人件費	▲620 万円		

		(7) 教育費	600 万円	
		ア職員人件費	600 万円	
		/ 机央/八丁县	000 /31 1	
			財政課所管	
議 案	令和4年度清瀬市一般会計補正予	補正前の歳入歳出総額	35, 745, 867 千円	12月20日
第 75 号	算 (第8号)	補正後の歳入歳出総額	35, 739, 031 千円	可 決
		歳入総額	▲6,836 千円	
		主なもの		
		国庫支出金	65,452 千円	
		都支出金	▲150,089 千円	
		繰入金	77,801 千円	
		歳出総額	▲6,836 千円	
		主なもの		
		総務費	16,755 千円	
		民生費	▲122, 260 千円	
		商工費	2,550 千円	
		土木費	10,019 千円	
		消防費	▲29,939 千円	
		教育費	111,869 千円	
		予備費	4,170 千円	
			財政課所管	
議 案	令和4年度清瀬市後期高齢者医療	市職員の人件費の調整のため、	補正予算を編成するもの	11月30日
第 76 号	特別会計補正予算(第2号)	です。		可 決
		主な内容		
		1 現予算額	22 億 5, 120 万円	
		2 歳入歳出補正予算額	100 万円	
		3 補正後予算額	22 億 5, 220 万円	
		4 歳入	100 万円	
		一般会計繰入金	100 万円	
		川又云日小木八立	100 /// []	
		5 歳出		
		歳出内訳	100 万円	
		(1) 総務費	100 万円	
		職員人件費	100 万円	
			保険年金課所管	

議案	令和4年度清瀬市下水道事業会計	市職員の人件費の調整のため、補正	予算を編成するもの	11月30日
第 77 号	補正予算(第1号)	で、歳出予算のみを補正するものです	•	可 決
		主な内容		
		1 歳出	280 万円	
		歳出内訳		
		(1)下水道事業費用	280 万円	
		営業費用	280 万円	
			下水道課所管	
議案	清瀬市個人情報保護法施行条例	令和3年5月に制定された「個人情	青報の保護に関する法	12月20日
第 78 号		律の一部を改正する法律」が、令和5	5年4月1日に施行さ	可 決
		れることにより、同法の第5章(第60	条から第129条まで)	
		は、清瀬市をはじめ全国の地方公共団]体等の個人情報の取	
		扱いに適用されます。		
		この法律の適用により、個人情報係	護をはじめ、個人情	
		報の開示請求、訂正請求、利用停止請		
		同法律を根拠として執行されることとなります。		
		同法の規定等では、運用する地方公共団体が条例で規定		
		することで開示手数料、開示決定期間]等を法律とは別途に	
		規定できるため、新たに法の施行条例	を制定するものです。	
		なお、新たに法律の適用において、	「清瀬市個人情報の保	
		護に関する条例」を廃止し、3つの名		
		要があることから、この条例の附則において措置するもの		
		です。		
		X 2 18:1: 1 de		
		主な規定内容	I). Las s forefalls s s are	
		1 法が規定する300円の開示手数率		
		2 法が規定する30日の開示決定期	前を、巾は14日に短	
		縮して開示する。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
		3 個人情報の運用に係る重要事項を		
		人情報保護審議会に諮問できるよう	. , = 0	
		4 個人情報保護制度の運用状況を年		
		5 不当な個人情報の提供等に対する 規定された罰則に対応する内容を除		
		規定された計則に対応する内容を附 6 法律を適用させる調整として、身	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		瀬市個人情報の保護に関する条例を		
		公開条例、清瀬市行政不服審査会の		
		る条例及び清瀬市公の施設の指定管		
		る木内又し岩屑川立りが配式りが上げ	北田ツガ日に十紀寺に	

		関する条例を一部改正する。	
		総務課、未来創造課所管	
議 案	清頼市しあわせ未来センター条例	大規模改修中の清瀬市健康センターは、令和5年5月に	12月20日
第 79 号		「清瀬市しあわせ未来センター」としてリニューアルオー	可 決
		プンします。	
		この施設には、子育て世代包括支援センター、子ども家	
		庭支援センター、健康センター、教育支援センター及び教	
		育相談室の事務的機能をもたせた執務室のほか、公の施設	
		としてフィットネスルーム及びクッキングスタジオを設置	
		し、市民が有意義に利用できる施設とします。	
		この「清瀬市しあわせ未来センター」の開設にあたり、	
		開館日をはじめ公の施設の利用等に必要な規定を設ける必	
		要から、新たに条例を制定するものです。	
		主な規定内容	
		1 各施設及び事業内容を規定します。	
		2 開館日及び休館日を規定します。	
		3 フィットネスルーム及びクッキングスタジオを公の施	
		設として市民が利用できるよう使用申請及び承認、使用	
		料金等を規定します。	
		4 新規条例の制定に伴う調整として、この条例の附則に	
		おいて清瀬市健康センター条例を廃止し、清瀬市児童セ	
		ンター条例を一部改正します。	
		未来創造課、健康推進課、生涯学習スポーツ課所管	
議案	清瀬市議会議員及び清瀬市長の選	公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令	12月20日
第 8 0 号	挙における選挙運動の公費負担に	 第 172 号) の施行により、清瀬市議会議員及び清瀬市長の	可決
	関する条例の一部を改正する条例	 選挙候補者に支出する自動車の使用、ビラ及びポスターの	
		 作成に対する公費負担の額を改定するため、一部改正する	
		ものです。	
		主な改定内容	
		1 自動車の使用の公費負担額	
		借り入れ 「15,800円」を「16,100円」に改定	
		燃料供給 「7,560円」を「7,700円」に改定	
		2 ビラの作成の公費負担額	
		「7.51円」を「7.73円」に改定	
		3 ポスター作成の公費負担額	

議 案 第 8 1 号	清瀬市組織条例の一部を改正する条例	加算額 「310,500円」を「316,250円」に改定 1 枚当たり 「525.06円」を「541.31円」に改定 選挙管理委員会事務局所管 令和5年4月1日を目途に清瀬市の組織を改正します。 これに伴い、「部」の名称及び「部」の分掌事務を一部改正するものです。 主な改正内容 1 「地域振興部」を新設	12月20日 可 決
		選挙管理委員会事務局所管 令和5年4月1日を目途に清頼市の組織を改正します。 これに伴い、「部」の名称及び「部」の分掌事務を一部改正 するものです。 主な改正内容	
		令和5年4月1日を目途に清瀬市の組織を改正します。 これに伴い、「部」の名称及び「部」の分掌事務を一部改正 するものです。 主な改正内容	
		令和5年4月1日を目途に清瀬市の組織を改正します。 これに伴い、「部」の名称及び「部」の分掌事務を一部改正 するものです。 主な改正内容	
		これに伴い、「部」の名称及び「部」の分掌事務を一部改正 するものです。 主な改正内容	
第 8 1 号	条例	するものです。 主な改正内容	可決
		主な改正内容	
		1「地域振興部」を新設	1
			Ì
		2「企画部」を「経営政策部」に改正	
		3「福祉・子ども部」を「福祉子ども部」に改正	
		※その他、課の移管等も考慮し、「部」の分掌事務を改正す	
		るものです。	
		未来創造課所管	
議案	公益的法人等への清瀬市職員の派	公益的法人等にあたる清瀬商工会の組織の活性化と、市	12月20日
第 8 2 号	遣等に関する条例の一部を改正す	職員のスキルアップを目的とし、市職員を同会へ派遣等で	可 決
	る条例	きるよう規定するため、一部改正するものです。	
		職員課所管	
議案	清瀬市立学童クラブ条例の一部を	清瀬市コミュニティハウスの廃止により、同施設の一部	12月20日
第 8 3 号	改正する条例	 を活用して市立学童クラブを1クラブ増設する一部改正を	可 決
		するものです。併せて、現在設置している市立清瀬小第2	
		 学童クラブの位置及び定員を改める一部改正をするもので	
			,
		す。	
		, ,	
		す。 なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハ	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハ	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。 1 新設する市立学童クラブ 名 称 清瀬市立清瀬小第3学童クラブ	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。 1 新設する市立学童クラブ	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。 1 新設する市立学童クラブ 名 称 清瀬市立清瀬小第3学童クラブ	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。 1 新設する市立学童クラブ 名 称 清瀬市立清瀬小第3学童クラブ 位 置 東京都清瀬市中里五丁目624番地 2 市立学童クラブの位置改正	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。 1 新設する市立学童クラブ 名 称 清瀬市立清瀬小第3学童クラブ 位 置 東京都清瀬市中里五丁目624番地 2 市立学童クラブの位置改正 清瀬市立清瀬小第2学童クラブの位置を上記新	
		なお、この条例の附則において、清瀬市コミュニティハウス設置条例を廃止します。 1 新設する市立学童クラブ 名 称 清瀬市立清瀬小第3学童クラブ 位 置 東京都清瀬市中里五丁目624番地 2 市立学童クラブの位置改正	
		清瀬市コミュニティハウスの廃止により、同施設の一部 を活用して市立学童クラブを1クラブ増設する一部改正を するものです。併せて、現在設置している市立清瀬小第2	

議 案	清瀬市営住宅条例の一部を改正す	パートナーシップ関係にある相手方を市営住宅の入居資	12月20日
第 8 4 号	る条例	格がある者として措置できるよう、一部改正するものです。	可 決
		また、入居者の所得状況の申告期限を弾力的に運用でき	
		るようにすると共に、この条例の附則において清瀬市高齢	
		者住宅でもパートナーシップ関係にある相手方を入居資格	
		がある者として措置できるよう、清瀬市高齢者住宅条例を	
		一部改正します。	
		都市計画課、福祉総務課所管	
議 案	清瀬市立公園条例の一部を改正す	新たに2つの公園を都市公園に指定し、1つの都市公園	12月20日
第 8 5 号	る条例	の指定を解除するため、一部を改正するものです。	可 決
		1 指定する都市公園の名称及び位置等	
		名 称 清瀬市立中清戸つばき児童遊園	
		位置清瀬市中清戸四丁目931番15(消防団第2分団	
		詰所東側)	
		面 積 229.86 ㎡	
		名 称 清瀬市立中里山戸公園	
		位 置 清瀬市中里三丁目 966 番 1 (中里富士山東側)	
		面 積 1610.34 ㎡	
		2 廃止する都市公園の名称及び位置等	
		名 称 清瀬市立旭が丘広場公園	
		位置清瀬市旭が丘五丁目922番1(西武バス旭が丘	
		団地終点折返場北西側)	
		水と緑と公園課所管	
議案	清瀬市道の路線の認定について	開発による無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線	12月20日
第 8 6 号		を認定するものです。	承 認
		認定路線	
		1 清瀬市道 2222 号線	
		(上清戸一丁目、清瀬市障害者福祉センター西側)	
		道路交通課所管	
議 案	清瀬市多世代交流施設の指定管理	清瀬市多世代交流施設の設置目的をより効果的に達成す	12月20日
第 8 7 号	者の指定について	るため、地域団体を指定管理者に指定して施設の管理を委	可 決
		ねます。	
		このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、	

		指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。	
		 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市野塩多世代交流施設 指定する指定管理者の名称 むらさき会(清瀬市野塩) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで 	
議 案	清瀬市コミュニティプラザ等の公	清瀬市コミュニティプラザ、各地域市民センター及び松	12月20日
第 88 号	の施設の指定管理者の指定につい	山・竹丘集会所等の設置目的をより効果的に達成するため、	可 決
	て	民間事業者を指定管理者に指定して施設の管理を委ねま	
		す。	
		このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、	
		指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。	
		1 指定管理者を指定する公の施設 (1)清瀬市コミュニティプラザ (2)清瀬市立竹丘地域市民センター (3)清瀬市立中清戸地域市民センター (4)清瀬市立中里地域市民センター (5)清瀬市松山集会所 (6)清瀬市竹丘集会所 (7)清瀬市生涯学習センター 2 指定する指定管理者の名称 アクティオ株式会社(東京都目黒区) 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (清瀬市生涯学習センターは令和8年3月31日まで)	
議案	清瀬市立学童クラブの指定管理者	市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するた	12月20日
第 8 9 号	の指定について	め、民間事業者を指定管理者に指定して施設の管理を委ね	可 決
		ます。	
		このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、	
		指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。	
		1 指定管理者を指定する市立学童クラブ	

		(1) 清瀬市立竹丘第1学童クラブ	
		(2) 清瀬市立竹丘第2学童クラブ	
		(3) 清瀬市立芝山小第1学童クラブ	
		(4) 清瀬市立芝山小第2学童クラブ	
		(5) 清瀬市立三小第1学童クラブ	
		(6) 清瀬市立三小第2学童クラブ	
		2 指定する指定管理者の名称	
		株式会社明日葉(東京都港区)	
		3 指定期間	
		令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	
		生涯学習スポーツ課所管	
議案	清瀬市立清瀬内山運動公園等の公	清瀬市立清瀬内山運動公園等の施設の設置目的をより効	12月20日
第 9 0 号	の施設の指定管理者の指定につい	果的に達成するため、民間事業者を指定管理者に指定して	可 決
	て	施設の管理を委ねます。	
		このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、	
		指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。	
		1 指定管理者を指定する公の施設	
		(1) 清瀬市立下宿地域市民センター(清瀬市立市民体育	
		館含む。)	
		(2) 清瀬市立下宿運動公園 (市民プール含む。)	
		(3) 清瀬市立清瀬内山運動公園(野球場、サッカーコー	
		ト及びテニスコート)	
		(4) 清瀬市立下宿第二運動公園 (野球場)	
		(5) 清瀬市立中央公園(テニスコート)	
		(6) 清瀬市立下清戸運動公園(テニスコート)	
		2 指定する指定管理者の名称	
		SOLTILO株式会社(大阪府吹田市)	
		3 指定期間	
		令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	
		生涯学習スポーツ課所管	
議 案	令和4年度清瀬市一般会計補正予	市職員の給与改定に伴い、人件費の調整を必要とするた	12月20日
第 91 号	算(第9号)	め、補正予算を編成するものです。	可 決
		主な内容	
		1 予算総額	
		(1)現予算総額 357 億 3,903 万 1 千円	

		(a) [ib		
		(2)補正予算額		
		(3)補正後予算総額	357億4,396万8千円	
		2 補正予算歳入額		
		(1) 財政調整基金繰入金	493 万7千円	
		3 補正予算歳出額	493万7千円	
		4 補正予算歳出内訳		
		(1)議会費	203万7千円	
		(議員期末手当支給率改定)	2件う増額及び職員人件費)	
		(2) 総務費	60 万円	
		(市民センター費及び監査	兵員費の職員人件費)	
		(3)民生費	105 万円	
		(国民年金費の職員人件費及	ひ介護保険特別会計繰出	
		金)		
		(4)衛生費	90 万円	
		(保健衛生総務費及び公害対	対策費の職員人件費)	
		(5)商工費	35 万円	
		(商工総務費の職員人件費)		
			財政課所管	
議案	令和4年度清瀬市下水道事業会計	市職員の給与改定に伴い、	(件費の調整を必要とするた	12月20日
第92号	 補正予算(第2号)	 め、補正予算を編成するもので	(す。	可 決
		主な内容		
		 1 下水道事業費用の予算線	総額	
		(1)現予算総額	10億9,772万8千円	
		(2)補正予算額	50 万円	
		(3)補正後予算総額		
			10 pg. 0, 000 / 0 0 1 1 1	
		2 歳出	50 万円	
		歳出内訳	00,014	
		(1)下水道事業費用	50 万円	
		営業費用	50 万円	
	L	口不具/11	00 /3 1	

		下水道課所管	
議案	令和4年度清瀬市介護保険特別会	市職員の給与改定に伴い、人件費の調整を必要とするた	12月20日
第 9 3 号	計補正予算(第2号)	め、補正予算を編成するものです。	可決
		主な内容	
		1 予算総額	
		(1) 現予算総額 76 億 3, 858 万 7 千円	
		(2) 補正予算額 80 万円	
		(3) 補正後予算総額 76 億3,938 万7 千円	
		2 補正予算歳入額 80 万円	
		(1)地域支援事業繰入金 80 万円	
		(包括支援事業・任意事業)	
		3 補正予算歳出額 80 万円	
		4 補正予算歳出内訳	
		(1)地域支援事業費 80 万円	
		(包括支援事業・任意事業費の職員人件費)	
		介護保険課所管	
議案	清瀬市職員の給与に関する条例の	去る 10 月 12 日、東京都人事委員会は東京都職員の給与	12月20日
第 9 4 号	一部を改正する条例	等に関する勧告を東京都知事にしました。	可 決
		市は、この勧告に準拠し、市職員の給料表及び勤勉手当	
		を改定するため、一部改正をするものです。	
		主な内容	
		1 行政職給料表の改定	
		公民格差の解消を図りつつ、人材確保の観点から初任	
		層に重点を置き、若年層(受給する対象号給により差異	
		があり。おおよそ35歳までの職員が対象)の給料月額を	
		引き上げる行政職給料表の改定をするものです。	
		平均改定率は、0.13%増額の改定になります。	
		2 勤勉手当の支給率の改定	
		市正規職員の勤勉手当の率を 0.10 月引き上げ、期末勤	
		勉手当の支給率を年「4.45月」から「4.55月」に改定す	
		る一部改正をするものです。	

また、この改定に伴い、再任用職員及び再任用管理職の 勤勉手当の率を 0.05 月引き上げ、期末勤勉手当の支給率を 年「2.35 月」から「2.40 月」とする一部改正を併せてする	
ものです。 職員課所管	